

# 埼玉県有料老人ホーム設置運営指導要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）に基づき、埼玉県内における有料老人ホーム（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）第2条の規定により権限が移譲された市町村において設置運営されるものを除く。以下同じ。）の設置及び運営に関し、遵守されるべき手続等につき必要な事項を定め、優良な有料老人ホームの選別的な県内への設置を推進するとともに、その安定的、継続的な事業運営を確保することにより、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この要綱の対象者は、次に掲げる者（以下「設置者」という。）とする。

- (1) 埼玉県内に有料老人ホームを設置しようとする者
- (2) 既に、埼玉県内に有料老人ホームを設置し、運営している者

### (設置者の責務)

第3条 設置者は、この要綱に定める手続等を遵守し、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に従い、埼玉県知事（以下「知事」という。）への届出を行わなければならない。

2 設置者は、設置届の内容に変更が生じた際は、法第29条第2項又は第3項に従い、知事への届出を行わなければならない。

## 第2章 有料老人ホームの設置審査

### (審査の手続)

第4条 設置者は、原則として事前相談と事前協議の2段階の審査を受けなければならない。なお、介護付有料老人ホームとして審査を受けようとする設置者は、特定施設入居者生活介護の指定権限を有する者と指定に関し協議しなければならない。

### (審査対象)

第5条 老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜の供与をする事業を行う施設の設置計画にあつては、設置者は、設置主体及び設置形態の如何を問わず、この要綱に定める審査を受けなければならない。

2 市街化調整区域への設置計画にあつては、利用権方式又は賃貸方式を採用するもののみを審査対象とする。

### (事前相談)

第6条 設置者は、都市計画法による開発許可等の申請前、それ以外の場合には、建築基準法による建築確認申請前に、様式第1号の「有料老人ホーム設置事前相

談書」に（１）から（６）に掲げる事項を記載した書類等を添付して、県の事前相談を受けなければならない。事前相談では、設置計画が指針及び他法令等に適合した内容かどうか等について、確認を行うものとする。

- （１）設置主体に関する資料
- （２）事業計画に関する資料
- （３）案内図、平面図
- （４）有料老人ホーム重要事項説明書
- （５）有料老人ホーム事前相談点検表
- （６）その他参考となる資料

（事前協議）

第7条 設置者は、前条の事前相談後、県が事前協議の審査に入る旨指示をした際は、様式第2号の「有料老人ホーム設置計画事前協議書」に、（１）から（15）に掲げる事項を記載した書類等を添付して、埼玉県福祉部長に協議しなければならない。

- （１）設置主体に関する事項
- （２）立地条件に関する事項
- （３）規模及び構造設備について
- （４）募集計画に関する事項
- （５）運営・管理等に関する事項
- （６）サービスに関する事項
- （７）事業収支等に関する事項
- （８）入居一時金に関する事項
- （９）退去時の返還金に関する事項
- （10）入居契約書
- （11）設置予定地の市町村長の「有料老人ホーム設置意見書」
- （12）有料老人ホーム重要事項説明書
- （13）近隣住民への説明の状況又は説明の予定に関する資料
- （14）その他参考となる資料

（事前協議受付書の交付）

第8条 県は、前条の事前協議において事前協議書の記載事項に不備がないこと、必要な書類が添付されていることその他の本要綱に定められた協議の形式上の要件に適合している場合、設置者に有料老人ホーム設置計画事前協議受付書（以下、協議受付書という。）を交付するものとする。また、設置計画の内容が指針に一部不適合である場合は、協議受付書に不適合事項を記載することとする。

2 不適合事項が記載された協議受付書の交付を受けた設置者は、施設の開所までに当該指針不適合の状態が解消されない場合、有料老人ホーム重要事項説明書に当該不適合事項を記載し、入居希望者に対して十分な説明を行う体制を整えるものとする。

3 設置者は、建築基準法による建築確認申請を必要とする場合、協議受付書を受領した後に行うものとする。

### 第3章 届出等

(協議終了から届出までの状況報告)

第9条 前条に規定する「有料老人ホーム設置計画事前協議受付書」の交付を受けた設置者は、次に掲げる事項について、県から進捗状況の報告を求められたときは、速やかに報告するものとする。

- (1) 用地の取得状況
- (2) 都市計画法、農地法、建築基準法の手続きの進捗状況
- (3) 資金調達及び融資の状況
- (4) 入居見込者確保の状況
- (5) その他関連事項

(設置届)

第10条 設置者は、建築確認後すみやかに、老人福祉法施行細則（昭和39年埼玉県規則第41号。以下「法施行細則」という。）様式第14号により、第3条第1項に定める届出を行わなければならない。

(入居者の募集)

第11条 入居者の募集は、前条に定める届出が受理された後でなければ開始してはならない。

(建設工事の着工)

第12条 建設工事は、第10条に定める届出が受理された後でなければ着工してはならない。

(変更届)

第13条 設置者は、設置届の内容に変更が生じた際は、法施行細則様式第15号又は様式第16号により、第3条第2項に定める届出を行わなければならない。

(情報の公開)

第14条 埼玉県は、設置者から提出のあった届出等の情報を公開するものとする。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。